

令和4年2月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和4年2月3日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年2月3日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	保健福祉課長	平田 章浩
住民生活課長	鈴木 知寿		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花 嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

議案第 1 号 令和3年度森町一般会計補正予算（第12号）

< 議事の経過 >

議 長	<p>（ 中根幸男 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年2月森町議会臨時会を開会します。</p> <p>発言の際には、マスクを着用したままで発言してください。</p> <p>また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>ここで、お諮りします。</p> <p>森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。</p> <p>新型コロナウイルス対策のため、本臨時会は着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>（ 「異議なし」と言う者多数 ）</p>
議 長	<p>（ 中根幸男 君 ）「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。</p> <p>それでは、日程に入ります。</p> <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p>

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1
2番亀澤進君及び1番増田恭子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第1号「令和3年度森町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第1号「令和3年度森町一般会計補正予算(第12号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ183,963千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,561,425千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款4項1目、戸籍住民基本台帳費3,575千円につきましては、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に対応するための社会保障・税番号制度システム整備事業委託料でございます。今回、国よりスケジュールが示され、早期に委託契約を締結するため、計上するものでございます。

3款1項6目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費174,116千円につきましては、国において令和3年11月19日に閣議決定さ

れた「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」にて、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は痛んでいる。雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である。このため、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金をブッシュ型で給付する」と示されたところであります。このため、町でも速やかな支給に必要となる経費を計上するものでございます。住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するものでございまして、給付金事務費8,016千円と、給付対象世帯を1,661世帯と見込みました給付金事業費166,100千円でございます。

9・10ページ、4款1項2目、予防費6,272千円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業772千円につきましては、5歳から11歳の小児のワクチン接種を3月以降に開始するため、事前に接種券を対象世帯に届けるための経費でございまして、接種券の印刷や郵送料でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,500千円につきましては、オミクロン株による感染の急拡大を受け、重症化リスクの高い65歳以上等の3回目の接種を希望される方に早期に対応できるよう、前倒しの集団接種を町が診療所を開設し、保健福祉センターで2月20日から1週間程度実施するための経費でございます。経費の内容としましては、医師や看護師の報償金や会場案内などを委託する人材派遣委託料などでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金5,500千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金でございます。

2項1目、総務費国庫補助金3,575千円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料に対する国の補助金でござ

います。

2目、民生費国庫補助金174,116千円につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費に係る国庫補助金でございます。

3目、衛生費国庫補助金772千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算（第12号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

（午前 9時41分 ～ 午前10時00分 休憩）

議長 （中根幸男君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 （川岸和花子君）川岸です。

7・8ページの2款4項1目社会保障・税番号制度システム整備事業委託料ですが、このマイナンバーカードの転入転出のワンストップ化するということがわかりにくいので、どのようにワンストップでできるのかということ詳しくお願いします。

二点目に、9・10ページの5歳から11歳のワクチン接種の接種券を3月以降に開始するということですが、どうしても小さい子へのワクチン接種というのは不安が伴うと思うのです。当然希釈をすると思うのですけれども大人とどう違うのかという点と、このオミクロン株に関して小さい子供にワクチンが効くのかどうかということも疑問な中で、接種は国が決めることですが、副反応について等何か情報があれば教えていただきたいと思えます。

三点目に、65歳以上の3回目接種の新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、今まで見たことがないような医療廃棄物処分委託料等が挙げられているので、今まではどうだったのかという点をお聞きします。以上です。

議 長
住民生活
課 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木 知寿 君) 住民生活課長です。ただ今の川岸議員の1番目の質問にお答えをいたします。ワンストップ化の概要についてということのご質問かと思えます。

こちらにつきましては、国でマイナンバーカードの普及推進を図っております。そういった中で利便性向上を図るところの点で、今回転出転入手続きのワンストップ化というところの推進を行うものでございます。具体的に申し上げますと、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方が事前にマイナポータルという、こちらにつきましては個人専用のサイト、行政からのお知らせとかを受け取ることができる自分専用のサイトがあるのですけれども、そちらで例えば転出をその方がする場合に、現在ですと窓口にお見えになっていただいて、それから住民異動届という書類を書いていただいて、その際に転出証明書をお渡しをします。そちらを持って次の転入先に行って手続きをしていただくというのが、現在の状況でございます。今回のワンストップ化というのは、要するにスマホとかパソコン上で、手続きをする、転出される方が役所に来なくても、そういった手続きをすることができる。それによって、まず窓口にお見えにならなくてもいいというメリット。それから、転入先にもその情報がいくものですから、そちらの転入先に行って手続きをするときに、事務負担、待ち時間等そういったところがあらかじめ通知がいているものですから、省略して待ち時間の短縮に繋がるというような形になります。住民側というところで、利便性の向上の面があげられます。それから、行政側といたしましては事務の効率化ということで、転出につきましてはお見えいただかなくてもいいということで、窓口混雑の緩和に繋がります。それから、例えば転入先ということで考えますと、先ほど言ったように転出される方の情報というものが事前に来るものですから、そういったところで転入手続き当日の事務負担の軽減に繋がるという形のメリットがあるものでございます。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。川岸議員の2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種、5歳から11歳の接種につきまして、ワクチンにつきましては1月21日に薬事承認を受けましたファイザー社製のワクチンで接種をするということになります。ファイザー社製のワクチンにつきましては、12歳以上のワクチンのバイアルと別のバイアルになっていまして、入ってる量も量的には別のものになります。接種する量としますと、12歳以上の半分の量を接種をするということになります。それを12歳以上と同様に2回接種するという形になります。

副反応はどうかということでありましたけども、どんな副反応があるというような情報としては、正確にこちらにまだ入ってきておりません。小児の接種につきましては、まだ厚生省の審議会で議論をしている最中で、副反応についての詳細については、こちらはまだわかっておりません。効果につきましても、審議会で審査をしているということでございます。具体的には12歳以上につきましては、予防接種法で接種は努力義務とされておりますけども、5歳から11歳について努力義務にするのかどうするのかというようなことを含めて、国で現在検討をしている最中でございます。

続きまして3回目の接種でございますけども、予算の中に今までにないような項目が入ってございます。今までの1回目・2回目の接種につきましては、集団接種について森町病院の接種、それから個別接種については西村医院さん、森町病院の個別接種というようなことで実施をしてまいりました。3回目の接種につきましても、森町病院の接種ということで計画を立てて進んできております。ただ、国から12月になりまして、高齢者について7か月に前倒し、それからその後に高齢者については6か月まで前倒し、64歳以下についても7か月に前倒し、最近では6か月に前倒しということで国から前倒しというようなことが指示をされてきまして、3回目の接種

の前倒しについて森町病院といろいろ協議をしてまいりました。ただ、森町病院としましてもこの時期非常にコロナ以外の患者も非常に多い時期でありますし、コロナの患者も今非常に多くなっているというような状況の中で、森町病院による集団接種を当初の計画以上に増やすということが難しいということになりましたので、町としまして診療所を開設をして、医師、看護師を募集して集団接種を実施をするというようなことで、2月20日から2月28日にかけて保健福祉センターで実施をするということで、今回予算を5,500千円あげさせていただいております。針を処分するようなものであるとか接種前に打つ酒精綿であるとかというものについては、今までは医療機関で用意をして使っておりましたけども、今回は町が診療所を開設して接種をするということでありまして、町で用意をするということで予算を計上させていただいております。以上です。

議 長
5 番議員

(中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 一点目のマイナンバーカードの件ですけれども、日曜もマイナンバーカードを受け取る等のご努力をされていて、今森町ではこのマイナンバーカードの普及というのはどれぐらいいってるのかなと思いましたので、わかったらお願いします。

二点目の、5歳から11歳のワクチン接種の点ですけれども、まだ国で検討している審議中ということで、非常に国も慎重にしていると思います。12歳までの接種も私もあまり賛成ではないのですが、この12歳までの子に対しても結構詳しい説明をつけて郵送していただいたと思いますが、小さい子のお母さんとかはやっぱり初めての子育ての方もおられると思いますし不安も大きいと思いますので、この5歳から11歳という小さい子に対しての更なる説明書等のことを考えておられるかということをお尋ねします。

三点目の3回目接種のところは非常に急な変更変更で、大変ご苦労されているなという点がよくわかりました。なので、前の一点と二点を再質問させていただきます。

議 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

住民生活課長 (鈴木知寿君) ただ今の川岸議員の再質問にお答えをいたします。まず一点目のマイナンバーカードの普及、交付率ということでご質問かと思えます。

こちらにつきましては、令和4年1月23日現在という形での交付率でございますけれども、41.23パーセントになっております。こちらにつきましては、参考に県全体で今41.85パーセントですので、若干数値は低くなっておりますけれども、ほぼ同水準ということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

5歳から11歳の方への通知において、わかりやすい説明書を同封する予定でございます。ただ現在のところ、説明書につきましては国から示されてそこにうちオリジナルのものを足したりしていくわけですが、まだ国からその説明書の内容が示されていないものですから、具体的にどのようになるかわかりませんが、親御さんにわかりやすいように説明書は同封していくというような予定をしております。

それから、3回目の接種につきまして先ほど説明を落とした点があるものですから、補足で説明をさせていただきたいと思えます。2月20日から28日まで接種を計画をするということでございまして、これを実施をすることにより、昨年7月末までに2回目を接種した65歳以上の高齢者の方が、2月末で3回目を全て接種が終わるというような形でスケジュールを組まさせていただいております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 10ページの新型コロナウイルスワクチンの接種事業の5,500千円のことについて、お伺いをいたします。

ただ今2月20日から28日ということで、去年の7月までの高齢者

の方が打ち終えるという予定でいるということでしたので、その後の予定が少しわかればお伺いをしたいということ。

それともう一点、この議案と外れる部分もあるかもしれませんが、よその袋井、掛川では大規模接種会場をエコパに開設するとお伺いをしております。去年は掛川の大規模接種会場に森町からも行ける状態にあったかと思いますが、今回はそういうところに森町が行けるというようなことを検討なさっているのかどうか。その二点についてお伺いをいたします。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の質問にお答えをします。

ワクチン接種の3回目以降の予定ですが、予算的に本日挙げさせていただいた5,500千円については、さっき言った2月20日から2月28日に計画しているもののみでございますけども、3月以降の接種につきましては毎週土曜日に保健福祉センターで実施をしていく予定をしております。それと別に個別接種で西村医院さん、それから森町病院の個別接種も実施をしていくというような予定をしております。

それから、昨年度掛川のB&Gで県の広域接種が実施をされたわけですが、そのような計画があるかという質問でございます。これにつきましては、3回目の接種をする前から県にお願いをし、接種会場を作っていただきたいというようなお願いをしております。実際に3月から県が接種会場を作ったのは東部と中部地区で、西部地区では広域接種会場を県から作っていただけなかったというようなことがございますけども、引き続き県に広域の接種会場を設置していただきたいというような話はさせていただいております。県のはっきりした動きがわかりませんが、森町とすると引き続き県に依頼をして、西部地区に県の広域接種会場を設置していただきたいという依頼を引き続きしている最中でございます。いつ、どのような形で設置されるかということは、今のところわかっており

ません。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 今後の接種については、了解をいたしました。

二点目の大規模接種会場について県の大規模接種会場ということかと思いますが、先ほど申し上げたのは袋井と掛川市でエコパで大規模接種会場を開設する予定というようにお伺いをしたのですが、それがどのような内容でどのようにやるのかはちょっとわかりませんが、県の大規模接種会場がやはり西部地区には開設がされないということであれば、そこに森町も入れてもらうといいですか、同じようにやれるような状態に持っていくような考えがないかどうか。それだけお伺いをします。

議 長

(中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

課 長

2月から袋井市と掛川市が合同でエコパで集団接種をするというようなことについては、私達にも情報が入ってきております。私達としましても、できるだけ早く町民の方に接種できるようにと考えておりますので、中根議員質問のエコパでの大規模接種を含めていろいろな形で森町が参加できないかということについては、近隣市町村を含めていろんな医療機関に相談をしているところでございます。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 今後、接種する人にとっては、森町だけでなく袋井でも打てるよというような状態になった方が便利な方もいるし、行きやすい方もいると思いますので、できるだけ連携ができればしていただいて、そういうことになるようにやっていただきたいと思います。答弁は結構です。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6 番議員 (岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡 戸 だ す。

ま ず 8 ペ ー ジ の と こ ろ で、臨 時 特 別 給 付 金 の 件 で す。ま ず は 非 課 税 世 帯 へ の 給 付 で す け れ ど も、先 ほ ど の 説 明 の 中 で プ ッ シ ュ 型 と い う 話 が あ り ま し た。プ ッ シ ュ 型 で す と よ く 言 わ れ る の は マ イ ナ ン バ ー カ ー ド へ の 登 録 が 前 提 と い う こ と が あ る ん で す け れ ど も、実 質 的 に は 森 町 も 先 ほ ど の 交 付 率、登 録 率 か ら 見 て も 41 パ ー セ ン ト ぐ ら い と い う こ と で す の で、実 質 的 に は マ イ ナ ン バ ー カ ー ド で の プ ッ シ ュ 型 だ け で は 対 応 で き な い か な と 思 い ま す。で す の で、ど う い っ た 形 で プ ッ シ ュ 型 を 進 め て い く の か。や は り 郵 送 で 一 旦 お 知 ら せ を 出 し て、そ こ で な お か つ 断 ら れ る 方 も い た ら、そ れ は そ れ で 受 け 入 れ 入 れ る の か。そ こ ら 辺 の プ ッ シ ュ 型 に つ い て の 詳 細 を 教 え て く だ さ い。

そ れ と も う 一 つ、非 課 税 世 帯 等 の と こ ろ で、先 ほ ど の 説 明 の 中 で な か な か 困 窮 さ れ て い る 世 帯 へ の フ ォ ロ ー も し て い く と い う こ と で あ っ た ん で す け ど も、そ の 方 に 対 し て ど の よ う な 形 で 割 り 出 し を さ れ て い く の か、こ れ も 申 請 型 で す る の か。そ の 件 に つ い て 説 明 を お 願 い し ま す。

議 長 (中 根 幸 男 君) 村 松 総 務 課 長。

総 務 課 長 (村 松 成 弘 君) 総 務 課 長 で す。た だ 今 の 岡 戸 議 員 の ご 質 問 に お 答 え を い た し ま す。

ま ず、住 民 税 非 課 税 世 帯 に 対 す る 特 別 給 付 金 に つ き ま し て は、基 準 日 が 令 和 3 年 12 月 10 日 に お い て、世 帯 全 員 が 令 和 3 年 度 の 住 民 税 の 均 等 割 が 非 課 税 で あ る 世 帯 が 対 象 と な り ま す。こ の 方 た ち に つ き ま し て は、町 で 給 付 金 の 給 付 対 象 と な る 世 帯 を 抽 出 を さ せ て い た だ き ま し て、世 帯 主 に 対 し て 支 給 要 件 確 認 書 と い う も の を 送 付 を さ せ て い た だ き ま す。そ の 後 世 帯 主 さ ん が 必 要 事 項 を 記 入 を し て 町 に 返 送 し て、内 容 に 不 備 が な け れ ば 交 付 決 定 の う え、支 給 を 行 う と い う こ と に な っ て お り ま す。

今 回 こ の プ ッ シ ュ 型 に つ き ま し て は、昨 年 実 施 し ま し た 特 別 定 額 給 付 金 の 際 に 口 座 情 報 を 提 供 し て い た だ い て お り ま す の で、あ ら か じ め そ の 口 座 情 報 を 印 字 を さ せ て い た だ い て、こ の 印 字 し て い る 口

座に対して誤りがないか、この口座で良いかどうかというところの意思確認をしていただいて、それをチェックしていただいて間違いがなければそれで、あとは口座を変更する場合については新しい口座番号、それから振込先の金融機関を証明する通帳の写し等、あとは本人確認書類といったものを添付をしていただいて返送をしていただくというような形になっております。

また、申請書の中には受給を希望しないという方もいらっしゃるかと思いますので、そういった場合についてはその確認書の中に給付金を受給しないというところのチェックをしていただいて、返送をしていただくというような流れになっております。

それから、生活困窮者に対する給付金の関係につきましては、これはそれこそ申請方式というような形になります。その方たちにつきましては申請書、それから収入がこの非課税世帯と同様な基準であるというようなところの申立書を添付していただいて、町に申請をしていただくという形になります。この家計の急変世帯に関しましては、令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍をいたしまして、その合計額が非課税相当になるかどうかというようなことを判定をして申請していただいて、確かに申請された方がその範囲内に入っているかどうかということの確認をさせていただいて、支給というような形になっております。対象となりそうな方につきましては本人申請というような形になりますので、それにつきましては機会を捉えて、生活困窮や生活保護の相談があった場合等想定されますので、担当部局と情報共有をしながら申請をしていただくというようなことを考えております。以上です。

議 長
6 番議員

(中根 幸男 君) 6 番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) 以上の二件は了解しました。

次に10ページのワクチン接種事業のところ、従来は森町病院さんが主体で場所を提供して接種をされていたということで、今回はその主体が森町、行政側でやるということだと思っておりますけれども、お伺いしたいのは、この場合主体が森町になるので、要は医療従事

者に依頼してやればすぐできちゃうものなのか、行政が開設するときの何か法的なものがあるのでしょうか。うんと簡単に言っちゃうと、臨時的であれ、病院を町が作るということになると思うので、そういったことについて何かあるのか。管理者が誰であるとか、そういったのを町として開設するときの手続き的なもの、それを教えていただきたいのが一つ。

それと、高齢者の接種が終わってその後また順次64歳以下とかに移っていくと思うんですけども、その場合も継続して、町が主体で開設した保健福祉センターで継続していくのかどうかということが二つ目。

それと三つ目は、高齢者の方のワクチン接種について、またバスの送迎等のフォローはあるのか。今回に限ってはもう自分で来ていただくのか、その三つを教えていただきたいと思います。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 岡戸議員の質問にお答えをします。

町で接種をするための手続きにつきましては、予算にも計上されています診療所を開設をするという手続きが必要になります。この手続きについては、新型コロナウイルスワクチン接種のみの診療所ですと、一般の診療所の開設と違ってかなり簡易的に開設ができますので、今回町で診療所を開設をしてワクチンのみ接種をするというような手続きを保健所に申請届けを出しまして、実施をするということになります。

3月以降これを続けるのかという質問につきましては、65歳以上の2回目を7月中に打った方を前倒しして2月中に打てるように実施をするというものでございます。3月以降は当初から森町病院に集団接種をお願いをしておりましたので、3月以降については引き続き土日を森町病院に接種をしていただく予定をしておりますので、この5,500千円につきましては、先ほど申し上げましたとおり2月20日から2月28日にかけて開設、実施をするための予算でありまして、3月以降については予算にも入っておりませんし、実施を

するという事は今のところ考えてございません。

それから、高齢者についてバスで送迎したけども、今回はどうかということでございますけども、これにつきましては12月の補正予算で3回目の接種をあげさせていただいてございます。その予算の中に必要な人、希望された方についてはタクシーを回して会場まで来ていただくというようなことで予算を計上させていただいてございますので、65歳以上の方については、この2月20日から2月28日についても同様に、希望された方についてはタクシーを回して乗っていただくというようなことで考えてございます。以上です。

議長 (中根幸男君)他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員 (清水健一君)清水でございます。わかりやすい説明をいただいているので、またそれについて質問というか、このことはどうなるんだろうという形は見えてきました。

まず6ページのところのマイナンバーカード。これは当然利用者にも利便性がたくさんあるし、それから町の行政としても効率化に繋がるというご説明でした。今42パーセント弱ということで、これは町として今の状況でいいのか。それとも、今、国とかコマーシャルなんかでマイナンバーカードを作りましょうとやっていますけども、町として独自に町民に対してPRをしていくとかということは、多分広報なんかには載っていますけども、なかなか読む機会も少ないと思うので、読まない人が悪いというよりも読まない人もいるということを考えたときに、どのようなPRの仕方をされるでしょうかということ。

今度10ページのところ。先ほど5歳から11歳の方たちに量は半分になるけども2回接種をしていきますよということで説明を受けましたが、例えば1回目のときに11歳で、2回目のときに12歳になっちゃったという子は出てきますよね。それは同じ量を打つのか。それと、無料的には12歳になったからそういうことを考えているのか、そのようなことも案内の中に書かれた方がいいんじゃないかなとい

うことですね。例えば4歳だけども2回目になったら5歳になっちゃったという子は、これもまだ1回目を打っていないので2回目は無いと思いますけども、その11歳、12歳というような変わり目みたいなところ、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長
住民生活
課 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

(鈴木 知寿 君) 住民生活課長です。ただ今の清水議員からのマイナンバーカードの推進体制についてということだと思いますけれども、ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、町として今の状況でいいのかというような趣旨だと思いますけれども、そちらにつきましては、国で令和4年度末までに国民にマイナンバーカードを取得ということを目指しておりますので、当然先ほど言った今の41.23パーセントの交付率、これで満足しているという状況ではありませんけれども、こちらにつきましては可能な範囲で当然推進をしていかななくてはいけないですし、またどういった形で取得していただけるかといったところも考慮しながら、少しでも交付率の向上に向けて努めていきたいということで考えております。

それから、どんな形のPRというご質問でございますけれども、ご存知のとおり現在毎週水曜日の夜間、それから毎月月末の日曜日の午前中に開庁をしております。それから、昨年度ですとコロナのワクチン会場で少しPRをしたりとか、選挙の期日前会場でもPRをしたりとかという形で対応しております。コロナ禍ということになかなかイベント等も少なく、そういった皆さんがお集まりになるときにPRできれば一番いいんですけれども、そういったことも今現状ではなかなか厳しいものですから、できる範囲ということで機会を捉えて、同報無線あるいは広報、回覧、それからちやっとメール、そういったところも活用しながら、あとはマイナンバーカードの取得のメリット、持っていればこんなメリットがあるといったところも丁寧に説明をして、少しでも交付率の向上に向けて推進をしていきたいというように考えております。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

5歳から11歳の方、具体的には11歳の方が誕生日を迎えて2回目で12歳になったらどのようなワクチンでというような質問でございますけども、基本的に国においては、11歳のうちに2回打てるように打ってくださいということを言っております。ですので、3週間あけて2回目を打つということになりますと、1回目を11歳11か月ちょっとぐらいで打っていただきたいというようなことでございます。12歳の誕生日を迎えれば、大人と同じワクチンを1回目から打つというような形になります。もし1回目を11歳で打って2回目が12歳になったときについては、2回目は12歳の大人用のワクチンを打つというようなことが今のところ基本となっております。ただし、こちらにつきましても詳細については国で検討をしておりますので、私の発言が最終決定ではないということではありますけども、当初言いました国は基本的に1回目・2回目を11歳で打てるときには11歳で打ってくれというのが基本姿勢でございます。

それから、5歳未満の方につきましてはまだ対象になっておりませんので、5歳を迎えたときから1回目を打っていただくというような形になります。ただし、この無料で打てるワクチン接種をいつまで実施をするかというようなことにつきましては、12歳以上につきましては、1回目・2回目の接種を9月末まで実施をするということで国は言っておりますけども、5歳から11歳の1回目・2回目のワクチン接種をいつまでやるかということについてもまだ決定をしておりませんが、1回目の接種ができるのはとにかく5歳の誕生日を迎えてからという形になります。以上です。

議 長
2番議員

(中根幸男 君) 2番、清水健一君。

(清水健一 君) 本当にマイナンバーカードにつきましては、今こういうコロナ禍であまり人が集まらない、イベントもないというのはよくわかりますので、いろんなツールを使ってPRをされて

いるというのも説明をいただきましたので、今後もよろしく願いをします。答弁は大丈夫でございます。

それから、先ほどの11歳、12歳というちょっと嫌なところでの質問かもしれませんが、該当しているお父さんとかお母さんはその辺を役場に聞いたりすればいいんでしょうけども、なかなか聞きづらいよということもあるので、ぜひその辺のところ、国との関係もあってまだ決まっていない部分があるので断定はできないというのが今の説明でしたので、それはそうだと思いますので、その辺も決まって町の中での方針も決まったということについては情報共有をいただければと思います。これも答弁は大丈夫でございます。ありがとうございます。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、吉筋恵治君。

9 番議員 (吉筋 恵治 君) 歳出の7・8ページでございます。3款1項6目の歳出の0002の非課税所得者の給付金でございます。これは先ほどの説明で、例えば非課税の定義ですが家庭によって年収も違う。それから扶養家族、お年寄りや子供、それぞれ状況が違うと思うのですが、森町で平均の金額なら出るのかなと思うのですが、そういうのはわかりますか。

それと、1,661件分ということでございますが、コロナ対策ということで例えば3年前のコロナに入る前の状況と比べて、どのくらい世帯数が増えているか。そのあたりもわかれば教えていただきたい。

それから、森町には500名前後の外国人の住民の方もいると思うのですが、外国人労働者も住民であれば対象となると思うのですが、その人たちはどのくらい対象でおられるのか。わかれば教えていただきたいです。

それから、マスコミ等で離婚世帯の話がよく出るわけですが、例えば離婚してしまっていれば親権のある方へいくと思うのですが、例えば子供を連れて出ちゃっていると、協議中みたいな、そのよう

なことというのは対応はできないのかなとちょっと思うんですけども、そのあたりの対応というのはできるものなんでしょうか。その辺りを教えていただきたいです。

議 長 (中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 吉筋議員の二問目の質問ですが、森町における平均的な金額というのはもう少し内容を確認させていただきたいのですが、平均的な金額というと、何を指していらっしゃるのか。所得なのか、平均的な所得。

議 長 (中根幸男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘 君) 総務課長です。吉筋議員のご質問にお答えをいたします。

まず一点目の森町の非課税世帯の平均的な金額ということでございます。それにつきましては、議員おっしゃるとおり世帯それぞれに異なりますので、平均的な金額というのは今わかりかねるところでございますけども、モデルケースといたしましては、扶養親族の数にもよりますけども、所得で扶養がない場合については所得が38万円、それから扶養が1人の場合は82万8,000円、2人の場合は110万8,000円というようなところで、それぞれ扶養の親族数によってこの所得金額というのが決まっておりますので、それに基づいて非課税世帯のところを抽出をしていくというような形になります。これは所得の話でございます。

それから、この非課税世帯が3年前と比べてどうかというようなところについては、ちょっと資料については持ち合わせておりませんので、今のところ回答はできないような状況となっております。

それから、外国人労働者等につきましてはですけども、このあたりにつきましてはあくまでも基準日であります令和3年12月10日に住民票に登録されている方が対象となっておりますので、そこで外国人であろうが日本人だろうが、そういった住民票の登録されている方で非課税世帯の方が対象になるというようなところでございますので、該当に入っていれば外国人の方でも対象になるというような形

になります。

離婚の状況でございますけども、これについては基準日であるとかというところで、そこで基準日前にすでに離婚等で別世帯になっているというようなところであれば、そのあたりは対象になるというようなこともあろうかと思っておりますけども、DV等についてもそこは条件に満たしていれば該当になりますけども、その状況については個々の状況によりますので、それについてまた個別に申請が出てきた場合については審査をさせていただいて、支給ができるかどうかというところの判定をしていくということになります。以上です。

議長 (中根幸男君) 9番、吉筋恵治君。

9番議員 (吉筋恵治君) 1661件分の予算、これはコロナになる以前のものが増えていくということについて、資料は今持ち合わせていないということですが、コロナの状況によって社会といいますか、この町にどのくらいそういう人が増えているかということは、当然掴んでいた方が私は良いと思うんですが、それは調べれば当然出ないんですか。出るもんだと私は思っているんですけども、もう一度そのことについてお尋ねします。

議長 (中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 吉筋議員の再質問にお答えさせていただきますが、コロナの影響がどれだけ森町の世帯に影響を及ぼしているかということは把握しておくべきではないかというお話でございますが、それは今回の議案とは別の話でありまして、ですので今回そういった資料は持ち合わせておりません。税務課においてはそれは調べようと思えば調べられますが、それが果たしてコロナの影響によるものかどうかということまでは、確定はできないものであろうかと思います。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。吉筋議員のご質問に説明漏れがありましたので、改めて説明をさせていただきます。

今回のこの1,661世帯として予算計上をさせていただいております。

すけども、これにつきましては実数がまだ判明していないというようなところで、国が示した数字に基づいて予算計上をさせていただいております。まずは、住民税の非課税世帯分につきましては、1,552世帯になります。これの算出方法につきましては、直近月の世帯数の国で示した割合が23.3パーセントということで示されておりますので、直近数の世帯数ということで、令和3年12月の森町の世帯数が6,660世帯でございましたので、これに国が示した割合23.3パーセントをかけた数字が1,552世帯。それから、家計急変世帯分につきましては、この住民税の非課税世帯の1,552世帯に国が示した割合7パーセントということで、これを掛けますと109世帯になります。それで、1,552世帯と109世帯を足して1,661世帯というような形で推計をして予算計上をさせていただいておりますので、実際に森町の課税状況等で実際に抽出をいたしますと、これよりも下回るのではないかとということで想定をしております。以上です。

議 長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 二点ほど。一点は8ページの戸籍住民基本台帳事務費の関係です。ナンバーカードは問題点が多いということで反対している人たちも多いわけで、そんな中でこの今回ワンストップ化、転入転出とかということで紐づけされるということですが、今ナンバーカードはどんなものが紐付けされているのか、わかれば教えてください。

それから10ページのコロナワクチンの関係ですけども、診療所開設届手数料とかそういったものは12月議会、補正の10号とか11号などでなぜこういうものが予算立てされなかったのか。今になって予算立てされるというのはなんか遅いように思うのですが、どんなものでしょうか。この二点。

議 長 (中根幸男君) 鈴木住民生活課長。

住民生活課 長 (鈴木知寿君) ただ今の西田議員のご質問にお答えをいたします。マイナンバーカードの紐づけの状況ということでのご質問

かと思えます。

こちらにつきましては、マイナンバーカードで、まず公的な身分証明という形で、今までは例えばご自分の確認書類として免許証とか各種保険証というところがあったかと思えますけれども、その中に新たにマイナンバーカードもご自分の身分の証明という形で、手続き的にはその中に入っているというところになっております。それから、令和3年の10月から健康保険証としても活用ができるという形で始まっております。それから、まだ森町ではできておりませんけれども、例えばコンビニで住民票とか各種の証明書、そういったところがマイナンバーカードでできるというようなところもあります。あと将来的にですけれども、令和6年度末に運転免許証としての活用というところも、国では予定をしているというような報道もされております。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。西田議員の二点目の質問にお答えをさせていただきます。

12月補正において3回目接種の予算を計上させていただいたわけでございますけれども、12月の補正予算のときには3回目の接種を実施をすると、それは2回目接種を終了して8か月の人に接種をするということでした。それ以降、国から前倒し前倒し前倒しということで、高齢者については8か月が7か月、6か月。それで、65歳未満についても7か月、6か月ということで、12月の補正予算以降に国から前倒しの指示が来ております。これに伴いまして、12月の補正予算で計画していたものは、森町病院が集団接種をしていただけるということで計画をできていたわけですが、先ほど言った国から7か月、6か月の前倒しが出てきましたので、それに対応するように集団接種の回数を増やすということで、いろいろな方法を検討をさせていただきました。その中で、森町病院からこの時期は患者さんも多い、それからコロナで患者が増えている中で、森町病院の集団接種の回数を増やすことはできないというような話が

あり、町として国の指示に沿うような形で住民の方に前倒しを接種するための方法として、町が診療所を開設をして前倒しをするということで、今回12月の補正予算の計画に追加をして実施をするということで、今回挙げさせていただいたものであります。当初の計画の8か月で接種ということになりますと、昨年7月に2回目を接種した方が3月中に打つことによって8か月で実施をできるわけですが、国からの話で前倒しをするということで、どうにか7月に2回目を終了した方を今月いっぱい、1か月前倒して実施を終了していきたいということで、計画の前倒しのための集団接種の予算ですので、今回挙げさせていただいたというようなことをごさいます。以上です。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) でも12月にもうすでに保健福祉センターでやると答弁がありましたよね。なのでその時にはもう診療所開設しなきゃいかんじゃないか。

議長
保健福祉
課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。

1回目・2回目もそうですけども、1回目・2回目も保健福祉センターで接種をしたり、総合体育館で接種をしたり、各地域の総合センターで接種をしたり、泉陽中で接種をしたりというものをしておりました。それについては、先ほど来言っております森町病院が接種をすると、医療機関の森町病院が巡回診療という形で保健所に届出を出して接種をするということですので、町が診療所を設置するという必要はございませんでした。3回目の計画についても、保健福祉センターで接種をする。温かくなったら泉陽中学に行くというような説明をさせていただいたかと思います。それについても、医療機関であります森町病院が集団接種をするということで、医療機関が接種するということは何ら問題ないものですから、森町病院が接種をするという説明を12月補正でもさせていただきました。

国から8か月で接種をするというのが、12月補正の後で前倒しを

国から指示をされてきております。その指示の前倒しの接種をするにあたって、医療機関である森町病院に集団接種の前倒し、前倒しということは接種回数を増やしてくれというようなことで協議をしてまいりましたが、先ほど来言っております医療機関にこの時期は医療機関に受診をする患者さんも増えてくる。それからコロナも増えてきているという中で、森町病院とすると余力がなく、予定どおりの集団接種はできるけども前倒しのために接種回数を増やすことはできないというようなことで協議をしてきました。森町病院で集団接種の回数を増やすことは難しいということになり、それを実現するための方法としていろんな医療機関であるとか、いろんな市町村等に相談しながらいろいろ協議をしてきましたけども、なかなか急遽であり難しいということで、今回町として診療所を開くという最終手段に出たということでございますので、1回目・2回目、それから12月の補正予算で説明した集団接種については、医療機関である森町病院が実施をするものでありまして、この5,500千円につきましては森町病院ではなく、町が診療所を新たに設置をして、医者・看護師を募集して設置をするということで予算を上げさせていただきますのでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 了解です。医師とか看護師を集めることは、確実にできるということによろしいですか。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 医師・看護師の確保につきましては、本日承認していただければ早選手配をしていきたいと思っておりますけども、考え方とすると、この診療所につきましては森町医会の医師を中心に接種をしていただきたいと考えておりますので、森町医会の医師の方をお願いをし、それから県もワクチン接種をするための医師のリストを持っておりますので、県のそのリストからうちをお願いをしていくと考えております。

確実に医師と看護師が確保できるかといった質問でございますけ

ども、現在の段階で確実に2月20日から28日まで実施をするだけの医師を確保できるかということについては、明確に確保できませんという今のところ回答はできないところでございます。ただし、町としましても全力で医師と看護師を確保し、できるだけ多くの方々に接種をしていきたいということで努力をしていきたいと思っております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はございませんか。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時06分～午前11時15分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 7番、加藤です。

先ほど来質問がある10ページの新型コロナワクチン接種事業のところの5歳から11歳のワクチン接種の件ですが、これについては保護者の方も非常に慎重になられているかなと思います。国の指示ということで、ファイザー社製ということのお話がありました。これは何か、他のモデルナとかもあると思うのですが、何かこの理由があるのかどうか。その辺をお聞かせいただければと思います。

そして、10ページの下段の委託料。これ人材派遣委託料、会場の案内ということですが、委託先と人数がわかれば教えていただきたいと思っております。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

一点目の5歳から11歳のワクチンについてなぜファイザー社製のみなのかということでございますけども、日本において5歳から11歳のワクチンの薬事承認が取れているのがファイザー社製のみですので、今のところファイザー社製しかないということですので、おのずとファイザー社製を使わざるを得ないということになります。

それから、委託料の人材派遣の人数とどちらの業者かということ

でございますけども、駐車場については3名を予定をしております。こちらが今までアルソックにお願いをしておりますので、アルソックにお願いをしていきたいと考えております。それから接種の受付案内等ですけども、1回8人を予定をしております。今までソラストにお願いをしておりましたので、引き続きソラストにお願いをしていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 委託料については了解をいたしました。

そして認可されているワクチンの件ですが、ファイザー社製ということでこれも確認できました。5歳から11歳ということではなくて、モデルナもあると思うのですが、これは認可されていないということだったのですが、この辺の今まで大人に対して副反応がどうであったか。そこら辺の数値化できていれば、教えていただきたいと思えます。

議長 (中根幸男君) 加藤議員に申し上げます。

この件につきましては町独自では掌握しておりませんで、国全体としての数値は国に聞けばわかるかもしれませんが、今回の予算の審議については直接関係ないと思えますので、そのようにご理解をお願いしたいと思えます。

他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 川岸です。

7・8ページの非課税世帯等臨時特別給付金に関してですが、先ほど岡戸議員、また吉筋議員からの質問があるところの再質問のようなものですけども、家計の急変世帯は申請という形で、その申請を受けて審査するということだったのですが、もしこのコロナでものすごく家計が急変している方というのが森町にどれだけおられるかわからないんですけども、もし自分がその立場ならすごく必死だと思えるのです。離婚の世帯とかという話もありまして、そんなDVをするような人が森町にそんなにいるとは思えないんですけども、

ども、人間関係ですので、例えば家計が急変して家計がうまくいかなくなって、夫婦関係も良くなって急変して、子供を連れて出て行かなければいけなくなったような方が果たしてこの制度を知ることができるかというところが、どうやって知らせるのかなと思いました。森町さんは非常に相談すればすごく温かいし、1人1人対応していただけるということは十分知っているのですけれども、本当に困った方が相談しに行くかどうかというところまで周知する方法というのを、何か考えておられるかということをお尋ねします。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、周知方法といたしましては広報もりまちであるとか、町内回覧であるとかというようなところでの一般的な広報をしていく予定としております。

そして、家計の急変世帯につきましては、先ほど岡戸議員のご質問のときにもお答えをさせていただいたとおり、当然そういった家計急変の世帯については相談等あるかと思しますので、そういった生活困窮や生活保護の相談があった場合等、保健福祉課であるとか社会福祉協議会であるとかというようなそういったところの担当部署と情報共有をしていきながら、申請に結びつけていくというようなところを考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年2月森町議会臨時会を閉会します。

(午前11時25分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年2月3日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上